

5文科科第181号
令和5年6月21日

国立教育政策研究所長
科学技術・学術政策研究所長
各国公立大学法人の長
独立行政法人大学入試センター理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
各文部科学省関係研究開発法人の長

文 部 科 学 省

科学技術・学術政策局長

柿 田 恭 良

高 等 教 育 局 長

池 田 貴 城

研 究 振 興 局 長

森 晃 憲

研 究 開 発 局 長

千 原 由 幸

研究インテグリティの取組の徹底について（周知）

標記について、別紙のとおり内閣府より研究インテグリティの取組の徹底に係る文書
が送付されましたので通知します。

これまで、令和3年4月27日付け3文科科第70号「大学及び公的研究機関にお
ける研究インテグリティの確保について（依頼）」及び令和5年3月29日付け4文科

科第944号「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（再依頼）」で依頼しているとおり、研究インテグリティの自律的な確保は、意図せざる利益相反・責務相反やその結果としての信頼失墜から研究者や研究機関を守るための各国共通の大切な取組です。改めて研究インテグリティの取組が徹底されるよう、対応願います。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、大学共同利用機関法人におかれてはその設置する大学共同利用機関に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

なお、国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員が逮捕された個別事案に関しては、警察が捜査中であることから、当該個別事案から横展開すべき事柄は現時点では分かりませんが、一般論として、法令遵守や研究インテグリティ確保の重要性は論をまちませるので、この機に再認識をお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省科学技術・学術政策局参事官（国際戦略担当）付
電話 03-5253-4111（内線4053, 3989）
メールアドレス kagkoku@mext.go.jp

令和5年6月20日

文部科学省高等教育局長 殿
研究開発法人所管府省担当局長 殿

研究インテグリティの取組の徹底について

内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済安全保障担当大臣
高市 早苗

令和5年6月15日、国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員が、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。本件を踏まえ、私から、本日6月20日（火）の閣僚懇談会において、別紙のとおり発言を致しました。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第41条第2項では、研究開発法人及び大学は、「その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努める」こととされているほか、特に国立研究開発法人及び国立大学法人職員についてはそれぞれの個別法等において守秘義務と罰則が課されるなど、厳格な技術流出管理が求められています。

これらの法律の定めを遵守するためにも、大学や研究機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）に示されているように、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職等）の報告・更新を適切に受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告、更新を受けた情報に基づき、適切なリスクマネジメントを確実に行うことが必要です。

技術流出事案の発生防止へ向け、貴府省が所管する大学や研究機関において、改めて研究インテグリティの確保を徹底いただくようお願い致します。

以上

研究インテグリティの確保の徹底について

令和五年六月二十日（火） 閣僚懇

内閣府特命担当大臣（科学技術政策） 発言要旨

一 六月十五日（木）、国立研究開発法人産業技術総合研究所の職員が、不正競争防止法違反の容疑で逮捕されました。

二 大学や研究機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和三年四月二十七日統合イノベーション戦略推進会議決定）に示されているように、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職等）の報告・更新を適切に受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告、更新を受けた情報に基づき、適切なリスクマネジメントを確実に行うことが必要です。

三 改めて各閣僚が所管する大学や研究機関における研究インテグリティの確保の徹底をお願いします。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
(平成20年法律第63号)

(研究開発の成果の国外流出の防止)

第四十一条 国は、研究開発の成果の適切な保護を図るため、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び民間事業者は、その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努めるものとする。

(秘密保持義務と罰則の例)

国立研究開発法人産業技術総合研究所法
(平成11年法律第203号)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条の二 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第五章 罰則

第十四条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

研究インテグリティの確保に係る対応について

政府としての対応方針(2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定)

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による適切な情報開示

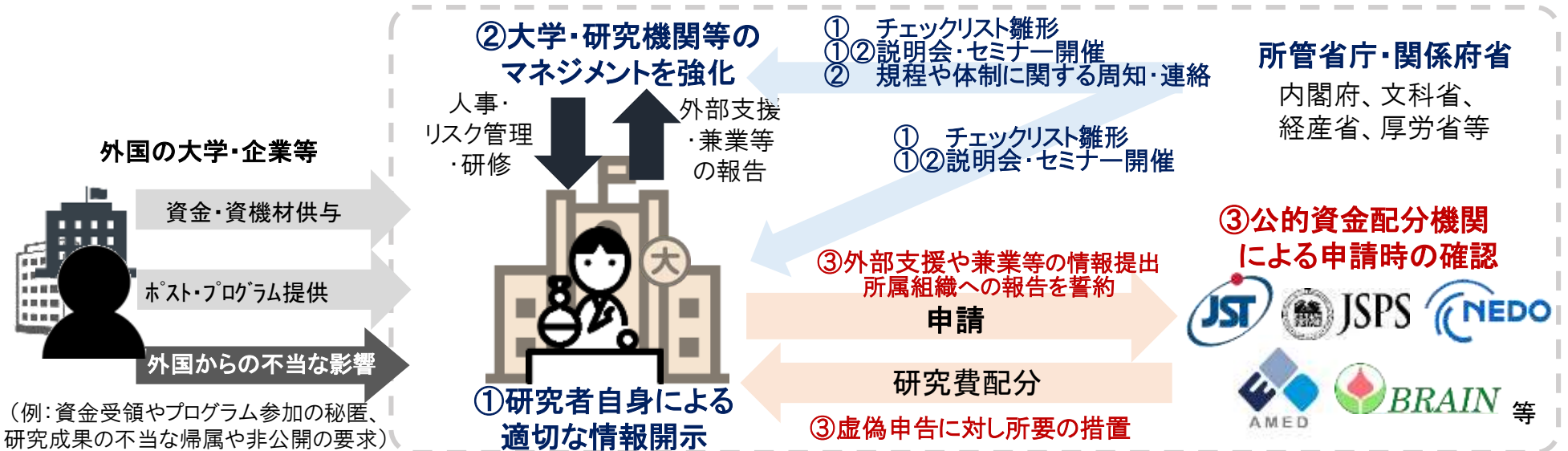
- 研究者、所属機関向けの**チェックリスト雛形**を作成、公表・配布【内、文科等】
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】

②大学・研究機関等のマネジメントを強化

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催【内、文科等】
- 関係の**規程や体制の整備に関する周知・連絡**【所管省庁】
(→ 令和4年度中にフォローアップを実施)

③公的資金配分機関による申請時の確認

- 競争的研究資金に関する**ガイドラインを改定** 2021年12月17日【内、関係省庁】
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、5年間の応募制限(2022年度の公募から反映)



研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

令和3年4月27日
統合イノベーション戦略推進会議決定

1. 趣旨

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）や科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、政府としては、研究者及び大学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ²）の自律的な確保を支援すべく、研究者、大学・研究機関等、研究資金配分機関等³と連携しながら、以下に掲げる事項に早期に着手する。

2. 今後取り組むべき事項

（1）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、所属機関及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行うことの必要性の理解を促すため、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者やその所属機関の管理部門向けのチェックリストの雛形を作成して、公表・配布し、大学・研究機関等での研修での利用を促す。また、国際動向も踏まえつつ、チェックリストの雛形については諸外国とも調和のとれたものとなるよう、適時更新する。【内閣府、文部科学省等】

¹ 本対応方針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される。

² 本対応方針において、研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。

³ 本対応方針において、研究資金配分機関等には、競争的研究費事業を直接執行している府省も含む。

- ② 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】

(2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援⁴及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反⁵をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や、研修におけるチェックリストの説明等を含む具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】
- ② 本対応方針に基づき、所管する大学・研究機関等に、関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し必要の支援を行う。【大学・研究機関等の所管府省】

(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求めることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

- ① 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 29 年 6 月 22 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ改正）を、令和 3 年のできるだけ早期に改定し、競争的資金だけでなく競争的研究費事業を対象とするとともに、以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映を進める。なお、その際、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、当該情報

⁴ 本対応方針において、研究資金以外の支援は、無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

⁵ 本対応方針において、利益相反・責務相反は、研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。）と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。

を扱う者に対する守秘義務の在り方を含め、整理・明確化を行う。【内閣府、競争的研究費に関する関係府省】

- ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、不合理な重複・過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、(a) 国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、(b) 全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報の提出を求めること。
- イ 研究資金配分機関等は、アで取得する情報について、②に記載されるところにより改修された「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」等を活用し、競争的研究費の関係府省及び配分機関間で適切に共有することを可能とし、各研究者や所属機関の負担を低減すること。
- ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。
- エ 研究資金配分機関等は、ウのうち当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究資金と同様に、申請者に対して、研究資金配分機関等への提出を求めていくこと。ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、ウの申請者の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあることを公募要領において明記すること。
- オ 研究資金配分機関等は、申請者の所属機関における本対応方針を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性、並びに所属機関における規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがあることを公募要領において明記すること。
- カ 研究資金配分機関等は、前述の「競争的資金の適正な執行に関する指針」で定める「不合理な重複」や「過度の集中」と認められる場合、応募書類に事実と異なる記載が確認された場合には、従前同様に、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分があること、並びに偽りその他不正な手段による受給が確認された場合は、研究費の返還を求め、当該競争的研究資金への

応募資格を制限すること及び、他府省を含む他の競争的研究資金への応募を制限することがあることを公募要領において明記すること。

- ② 各研究者や所属機関の負担を低減し、より効率的な競争的研究資金応募プロセスを実現するため、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」の活用の在り方について検討し、令和4年度の公募から利用可能となるようシステムを改修する。【内閣府】

(4) フォローアップ

大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）について、令和4年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求める。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

(5) 留意すべき事項

- ① 政府は、大学、研究機関、民間企業等とも対話を継続的に行うとともに、大学、研究機関、民間企業等や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえながら、効率的かつ実効性の高いものとする。その際、関係者の負担に配慮するとともに、我が国としての研究環境の向上に向けて取り組むこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ② 2. (1) ~ (3) の取組について、研究者、所属機関、研究資金配分機関等への情報提供や相談への対応を行うこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ③ 安全保障貿易管理の取組とも適切に連携を図ること。特に経済産業省は、同省が作成・公表している安全保障貿易管理に関する企業・組織のリスト（外国ユーザーリスト）には含まれてはいないものの、海外では制限が講じられている機関との共同研究など、懸念される事案についての情報提供や相談への対応を行うこと。【経済産業省】
- ④ 諸外国の動向やフォローアップの状況も踏まえながら、適時必要な検討を実施すること。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】